

議案第47号

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

びん沼自然公園に指定管理者制度を導入するとともに所要の改正を行うため、富士見市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例

富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「こと」の次に「（びん沼自然公園の指定された区域において行うバーベキューその他これに類する行為は除く。）」を加える。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

有料で利用させる公園施設（以下「有料の公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 市長の管理する有料の公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第14条中「第3項又は」を「第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）又は」に改める。

第15条第1項中「及び別表第3に掲げる」を「に定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第4に掲げる」を「別表第3に定める」に、同項ただし書中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第1項中「第3項」を「第2項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2備考に規定する使用料については、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）の総収入額が確定したときに徴収する。

第18条中「とき」を「場合」に改める。

第31条を第37条とする。

第30条第4号中「第10条第2項」の次に「又は第3項において準用する第6条第3項」を加え、同条を第36条とし、第29条を第35条とする。

第28条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲）

第29条 別表第4の左欄に掲げる都市公園（以下「指定都市公園」という。）の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第6条（第10条

第3項において準用する場合を含む。)、第9条、第10条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、第6条第1項及び第3項の許可をする場合は、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(供用日等)

第30条 指定管理者に前条の業務を行わせる場合における当該有料の公園施設の供用日及び供用時間は、別表第5のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者による公園施設の現状変更)

第31条 指定管理者は、指定都市公園の施設で市が設置したものの改修、増設その他の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金)

第32条 第15条の規定にかかわらず、指定管理者に指定都市公園の管理を行わせる場合においては、第6条第1項に規定する行為を行う者又は有料の公園施設を利用する者は、当該行為又は利用に係る料金(以下これらを「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める利用料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第33条 指定管理者は、公益上必要がある場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第34条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 指定都市公園の維持管理上又は公益上特に必要があるため利用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者が自己の責めに帰することができない理由で指定都市公園を利用することができなかつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

別表第1に次のように加える。

びん沼自然公園	パークゴルフ場 キャンプ場 バーベキュー場 多 目的ルーム コインシャワー 駐車場
---------	--

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第15条、第32条関係）

1 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設置する場合	1平方メートル	1月	市長が別に定める額
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1月	市長が別に定める額

2 第6条第1項各号に掲げる行為の許可に係る使用料又は利用料金

行為の種類	単位	期間	使用料又は利用料金
物品の販売その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	50円
業として行う写真撮影	撮影機1台	1日	100円
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等での撮影	撮影機1台	1日	10円
業として行う映画その他これに類するものの撮影	撮影機1台	1時間	2,000円
興行	1平方メートル	1日	10円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	1円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日	1円

備考 第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者が入場料等を徴収する場合の使用料又は利用料金の額については、この表の規定にかかわらず、入場料等の総収入額の100分の5に相当する額とする。ただし、当該総収入額の100分の5に相当する額が5千円に満たないときは、5千円とする。

別表第3（第15条、第32条関係）

有料の公園施設の使用料又は利用料金

1 野球場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,200円
	午後	正午から午後5時まで	1,500円
1日	—	午前8時から午後5時まで	2,500円
1時間	—	—	300円

2 ミニ野球場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	800円
	午後	正午から午後5時まで	1,000円
1日	—	午前8時から午後5時まで	1,600円
1時間	—	—	200円

3 テニスコート

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	800円
	午後	正午から午後5時まで	1,000円
1日	—	午前8時から午後5時まで	1,600円
1時間	—	—	200円

4 陸上トラック

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,500円
	午後	正午から午後5時まで	1,800円
1日	—	午前8時から午後5時まで	3,000円

5 サッカー場

区分			使用料
半日	午前	午前8時から正午まで	1,200円
	午後	正午から午後5時まで	1,500円
1日	—	午前8時から午後5時まで	2,500円

6 交流施設

区分			使用料
半日	午前	午前9時から正午まで	300円
	午後	午後1時から午後5時まで	300円
—	夜間	午後6時から午後9時30分まで	500円

7 パークゴルフ場

区分		利用料金
18ホール	一般	300円
	高校生以下	200円
36ホール	一般	600円
	高校生以下	400円
1日(休日を除く。)	一般	900円
	高校生以下	600円

8 キャンプ場

区分		利用料金
1区画	午前10時から翌日の午前9時まで	4,000円

9 バーベキュー場

区分		利用料金
1名(小学校就学前の者を除く。)	午前9時から午後5時まで	500円

10 多目的ルーム

区分		利用料金
半日	午前9時から午後1時まで	2,000円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
1日	午前9時から午後5時まで	4,000円

11 コインシャワー

区分		利用料金
1回		100円

12 駐車場

区分		利用料金
普通自動車	1 時間	1 0 0 円
準中型自動車	1 時間	5 0 0 円
中型自動車	1 時間	5 0 0 円
大型自動車	1 時間	5 0 0 円

備考

- 1 1 から 5 までの有料の公園施設に係る市内、ふじみ野市及び三芳町に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又は規則で定める団体の使用料の額は、所定の使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
- 2 6 の有料の公園施設に係る市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又は規則で定める団体の使用料の額は、所定の使用料の額の 4 倍に相当する額とする。
- 3 7 から 1 0 までの有料の公園施設に係る市内に住所、勤務先又は通学先を有しない個人の利用料金の額は、所定の利用料金の額の 1. 5 倍に相当する額とする。
- 4 「高校生以下」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒、高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、高校生以下及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 5 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日をいう。
- 6 1 2 の有料の公園施設の表に掲げる自動車の区分は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条に規定する自動車の種類による。

別表第 4（第 2 9 条関係）

都市公園	業務
びん沼自然公園	(1) 公園の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 公園の施設、設備、遊具等の維持管理に関する業務 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第5（第30条関係）

有料の公園施設	供用日	供用時間
パークゴルフ場	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後5 時まで
キャンプ場	1月4日から12月28日 まで	午前10時から翌日の午前 9時まで
バーベキュー場	1月4日から12月28日 まで	午前9時から午後5時まで
多目的ルーム	1月4日から12月28日 まで	午前9時から午後5時まで
コインシャワー	1月4日から12月28日 まで	午前8時30分から午後5 時まで
駐車場	1月1日から12月31日 まで	午前零時から午後12時ま で

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の富士見市都市公園条例第29条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関する必要な行為並びに指定都市公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。